

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	スズキ株式会社			コード	7269				
提出日	2025/5/26	異動（予定）日		2025/6/27					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に新たな社外取締役の選任議案が付議されるため。								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	堂道 秀明	社外取締役	○										△				有
2	江草 俊	社外取締役	○									△					有
3	高橋 尚子	社外取締役	○												○		有
4	青山 朝子	社外取締役	○									○					新任 有
5	長野 哲久	社外監査役	○											○			有
6	福田 充宏	社外監査役	○									○					有
7	鬼頭 潤子	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	堂道秀明氏は、外務省、独立行政法人国際協力機構を経て、2016年10月から2019年1月までホテルマネジメントインターナショナル株式会社（HMIホテルグループ）の専務執行役員に就任していました。当社グループとHMIホテルグループ傘下のグランドホテル浜松との間には施設利用等の取引がありますが、これらの取引は、グランドホテル浜松がHMIホテルグループの傘下となった2014年2月以前から続いているものであります。また、当社グループからHMIホテルグループへの年間支払額は、HMIホテルグループの年間売上高及び当社グループの連結売上収益の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しています。	<選任の理由> 堂道秀明氏は、外交官としての豊富な国際経験と世界情勢に関する高い見識を有するとともに、世界規模で環境・社会等の様々な課題に取り組みました。かかる経験及び見識に基づき、当社の経営に対する有益な指摘・助言及び監督をしていただいています。さらに、人事・報酬等委員会の委員として経営陣の人事や報酬体系等を監督していただいています。 これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
2	当社グループと江草俊氏が在籍していた株式会社東芝及びそのグループ会社との間には自動車用電池の開発等の取引がありますが、当社グループから東芝グループへの年間支払額は、東芝グループの連結売上高及び当社グループの連結売上収益の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しています。	<選任の理由> 江草俊氏は、長年にわたりリチウムイオン電池の新規事業化と拡大に携われ、電池技術に関する高度な専門的知見を有するとともに、会社の取締役や業務執行役員を務められた経験を有しています。かかる経験及び見識に基づき、当社の経営に対する有益な指摘・助言及び監督をしていただいています。さらに、人事・報酬等委員会の委員として経営陣の人事や報酬体系等を監督していただいています。 これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
3		<選任の理由> 高橋尚子氏は、オリンピックのマラソン競技で金メダルを獲得され、現役引退後は、自身が尽力するプロジェクトや独立行政法人国際協力機構のオフィシャルサポートとして、途上国や環境汚染が進む地域等を訪れ、現状を自身の目で確かめ、自分にできることを常に考えながら社会・環境課題に関わる活動をされてきました。かかる経験及び見識に基づき、当社の経営に対する有益な指摘・助言及び監督をしていただいています。さらに、人事・報酬等委員会の委員として経営陣の人事や報酬体系等を監督していただいています。 これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
4	当社グループと青山朝子氏が在籍している日本電気株式会社及びそのグループ会社との間にはパソコンの保守等の取引がありますが、当社グループから日本電気グループへの年間支払額は、日本電気グループ及び当社グループの連結売上収益の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しています。	<選任の理由> 青山朝子氏は、監査法人における公認会計士としての会計監査や内部統制強化の支援業務、外資系証券会社におけるM&Aアドバイザリー業務を経て、会社の最高財務責任者等を歴任されており、社外取締役を務められた経験も有しています。 これらのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。 <独立役員に指定した理由> 東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。

5		<p>長野哲久氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見に基づき、取締役会等において積極的に意見を述べられています。また、人事・報酬等委員会のオブザーバーとしても経営陣の人事や報酬体系等の審議の監督をしていただいている。</p> <p>これらのことから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。</p>
6	福田充宏氏が教授を務める国立大学法人静岡大学と当社との間には共同研究開発等の取引がありますが、当社から国立大学法人静岡大学への年間支払額は、国立大学法人静岡大学の年間総収入及び当社グループの連結売上収益の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しています。	<p>福田充宏氏は、工学博士としての豊富な経験と専門的知見に基づき、取締役会等において積極的に意見を述べられています。また、人事・報酬等委員会のオブザーバーとしても経営陣の人事や報酬体系等の審議の監督をしていただいている。</p> <p>これらのことから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。</p>
7		<p>鬼頭潤子氏は、公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見に基づき、取締役会等において積極的に意見を述べられています。また、人事・報酬等委員会のオブザーバーとしても経営陣の人事や報酬体系等の審議の監督をしていただいている。</p> <p>これらのことから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。</p> <p>東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。</p>

4. 捷足説明

<社外役員の独立性基準>

当社は、社外取締役及び社外監査役については、以下に該当しない場合に独立性を有する者と判断する。

1. 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」といいます。）の関係者

- (1) 社外取締役については、現在又は過去において、当社グループの業務執行者（注1）である者、又はあった者
- (2) 社外監査役については、現在又は過去において、当社グループの取締役、執行役員又は使用人である者、又はあった者
- (3) 当社グループの現在の取締役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族

2. 取引先、大株主等の関係者

- (1) 次のいずれかの業務執行者である者
 - ①当社グループを主要な取引先とする企業（注2）
 - ②当社グループの主要な取引先（注3）
 - ③当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主
 - ④当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有する企業

(2) 現在又は過去5年間に、当社グループの会計監査人の代表社員又は社員である者、又はあった者

(3) 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を受けている者（注4）

(4) 当社グループから多額の寄付を受けている者（注5）

(5) 上記（1）から（4）に該当する者の配偶者又は二親等内の親族

（注1）業務執行者：

業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人
（注2）当社グループを主要な取引先とする企業：

過去3年のいずれかの事業年度において、取引先グループの直前事業年度の連結売上高（又はこれに相当する金額）の2%以上の支払いを当社グループから受けている取引先グループに属する企業

（注3）当社グループの主要な取引先：

過去3年のいずれかの事業年度において、当社グループの直前事業年度の連結売上収益の2%以上の支払いや連結資産合計の2%以上の融資を当社グループに行っている取引先グループに属する企業

（注4）多額の報酬を受けている者：

過去3年のいずれかの事業年度において、
・個人として、役員報酬以外に年1,000万円以上の報酬を受けているコンサルタント、法律、会計等の専門家
・年間総収入の2%以上の報酬を受けている団体に所属するコンサルタント、法律、会計等の専門家

（注5）多額の寄付を受けている者：

過去3年のいずれかの事業年度において、
・個人として年1,000万円以上の寄付を受けている者
・年間総収入の2%以上の寄付を受けている団体に所属し、寄付の目的となる活動を運営する者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。